

用語の説明

【港湾整備事業】

港湾整備及び地域開発のため、港湾改修事業と並行して臨海土地造成事業、埠頭用地造成事業の実施と港湾施設の維持管理を行う。(対象港：四日市港を除く19港湾)

【流域下水道事業】

流域下水道法に基づく流域下水道の建設及び下水道施設管理と、2市町以上の汚水を広域的に集める下水管渠と下水処理場等の整備を行う。

【公共用地先行取得事業】

公共事業の実施に必要な用地を確保するため、用地の先行取得を行う。(現在は国直轄事業分のみ実施)

土地開発基金の管理(基金の運用益の積立等)を行う。

4 一般会計・特別会計の収支

歳入と歳出の差額である**形式収支^注**は、**一般会計 175 億円、特別会計 35 億円**で、**合わせて 210 億円のプラス**となり、形式収支から繰り越すべき財源(一般会計 143 億円、特別会計 1 億円)を差し引いた**実質収支^注**は、**一般会計 32 億円、特別会計 34 億円**で、**合わせて 66 億円のプラス(剰余)**となっています。

実質収支額は前年度に比べ、一般会計で 15 億円減少、特別会計で 1 億円減少しています。

(単位:億円)

区 分	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	形式収支 (A-B)	形式収支(A-B)の内訳		
				翌年度繰越財源	実質収支	
一 般 会 計	19年度	6,993	6,801	191	144	47
	20年度	7,486	7,311	175	143	32
	増減額	493	510	16	1	15
	増減率	7.1%	7.5%	8.5%	0.9%	31.6%
特 別 会 計	19年度	276	230	46	11	35
	20年度	272	237	35	1	34
	増減額	4	7	11	10	1
	増減率	1.5%	3.0%	24.0%	90.4%	2.3%
合 計	19年度	7,269	7,031	238	156	82
	20年度	7,758	7,548	210	144	66
	増減額	489	517	27	12	16
	増減率	6.7%	7.3%	11.5%	7.5%	19.1%

*それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

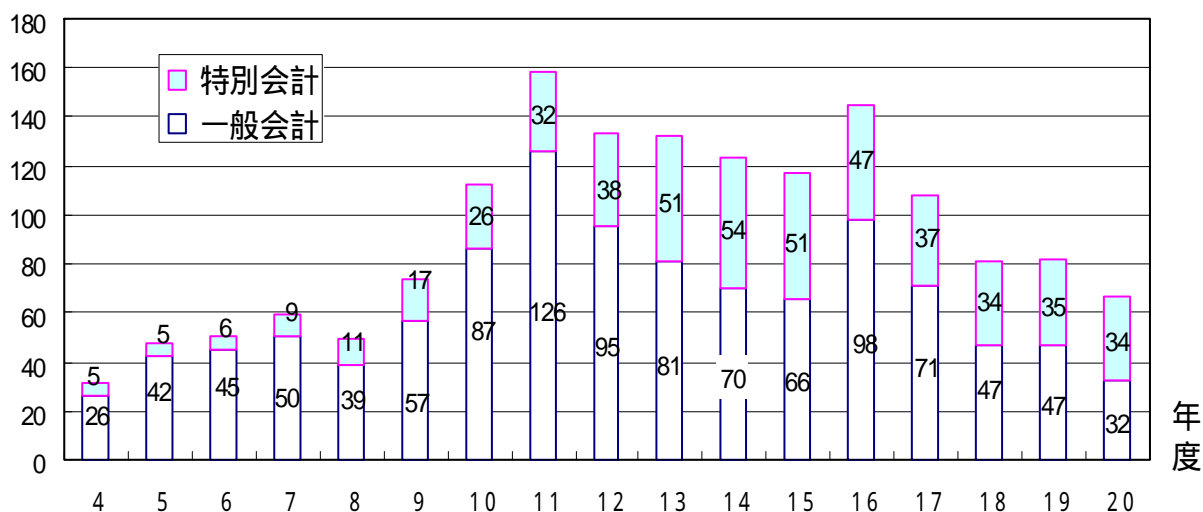
【実質収支額の処分】

一般会計の実質収支額 32 億円については、地方自治法第 233 条の 2 の規定により、**16 億 1 千万円(実質収支の 1/2 相当)**を、7月31日に**財政調整基金^注**に積み立てました。(前年度財政調整基金積立額 23 億 6 千万円)

また、残額の 16 億円と特別会計の実質収支 34 億円については、平成 21 年度に繰り越します。

億円

実質収支額(一般会計 + 特別会計)の推移



用語の説明

・形式収支

一会計年度における歳入総額から歳出総額を単純に差し引いたもの。

翌年度への繰越事業が発生した場合には、その支出に充てることが予定されていた財源のうち、すでに収入済みのものは使用されずに残るため、繰越額が多くなれば形式収支も増えることとなる。

・実質収支

上記の形式収支から、翌年度へ繰り越すべき財源（繰越事業の支出に充てる財源のうち、すでに収入済みのもの）を差し引いたもの。本来当該年度に属すべき収入と支出の差であり、財政運営の状況を判断するひとつの基準になる。

・財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられた積立金で、基金の形態をとる。地方公共団体の財政運営に当たっては、単年度の収支の均衡がとればそれで足りるということではなく、後年度の財政への影響について配慮し、長期的な観点に立って財政運営を行うことが求められることから、余裕財源が生じた場合には財政調整基金への積み立てを行い、年度間の調整を講ずべきこととされている。（地方財政法第4条の3）